

【解約通知書】 ※冬期間の電気は退去立会日で精算して下さい。

物件名称			
所在地			
退去予定日	年 月 日	退去立会希望日	年 月 日 AM・PM 時

契約者 _____ TEL _____

勤務先名 _____

勤務先 TEL _____

お引越先 住 所	〒 _____
TEL	_____

敷金返還金送付先			
金融機関名	支店名	口座	
		普通 当座	
名義人			

＜退去立会いまでの手続き等について＞※解約通知書はWEB（ホームページ）からも可能。
 ① 本「解約通知書」が管理会社へ届いた日（郵送の場合は消印日）を解約受付日（申し入れ日とし、解約受付日より1カ月後までの家賃が発生します。お電話では解約の受付にならないのでご注意ください。解約日が受付日より1カ月に満たない場合は、賃料相当額の違約金が発生します。

② 退去立会日までに、公共料金（電気、水道、ガス等）、電話、インターネット、新聞、郵便、保険等のご契約の精算、中止、異動、解約等の手続きを入居者様でお願い致します。
 ※冬期間の電気の最終廃止日は、必ず「退去立会日」の日付で連絡して下さい。

- ③ 解約受付後の退去日変更はできませんのでご注意ください。
 ④ 退去立ち合い時に、鍵（スペアキー全て）、取扱説明書、インターネット機器をご返却下さい。
 ⑤ 退去立ち合い後、後日お引越し先に「解約精算書」を郵送致しますのでご確認ください。
 ⑥ 冬期間の「退去立会日」以前の給湯器破裂や凍結等修理費用は借主負担とします。
 以上、解約受付後の明渡し遅延による損害は、理由の如何を問わず賠償いたします。

西暦 年 月 日

ご署名 _____

印 _____

※個人情報の保護について 【受付日： 年 月 日 受付者印（ ）】 【貸主 済】
 ご記入いただきました個人情報は貴殿の識別、弊社内での事務手続き、貴殿への連絡等に用います。
 貸主及び弊社を除く第三者に貴殿の個人情報を提供することはありません。
 <解約通知提出先>解約予定日の1ヶ月前迄に西山不動産へ通知書を郵送又はご持参、FAX(0238-24-0565)下さい。